

独占禁止法と市民④

総合教育科 教授 後藤 多栄子

第1条 『この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、。。。。。。生産、販売、価格、技術などの不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、。。。。。。一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。』

自分のお店で売る商品の価格や数量を同業他店の店主と話しあう行為は、上の目的の中に示されている、3つの規制対象行為である、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法のどれにあてはまると思われますか。

正解は『不当な取引制限』です。

みなさんは、「談合」や「カルテル」という言葉を一度は聞いたことがあるかと思いますが、不当な取引制限とは、いわゆる「談合・カルテル」行為を禁止するものです。不当な取引制限は、事業者が、共同して、相互に事業活動を拘束し、入札にあたって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することが問題となります。「共同して」という文言があるように、2以上の事業者によるもので、合意とか協定とか決定とかどの文言も含まれません。つまり、お互いに事業活動を制限するための、共通の意思が形成される場合をすべて含みます。例えば、5社の同業事業者がいて、その内、大手3社が会合を開いて次年度の価格や生産量を決めている慣行があるとします。中小の残りの2社は会合に出席しませんが、大手3社の合意に沿った行動をとるとすると、会合に出席しなくても、暗黙の合意をしているものと判断されて、カルテル参加者となり、不当な取引制限にひっかかってしまうのです。

独禁法の不当な取引制限違反となると、排除措置命令や課徴金納付命令などの行政処分が下ります。悪質な場合は刑事罰もあり、懲役や罰金が言い渡されることもあります。もしかして、これってカルテルかもと疑問におもったら、管轄官庁である公正取引委員会に相談することができます。案件によっては億の課徴金納付が課せられる場合がありますが、公正取引委員会に相談すると、カルテル参加事業者は数年前にできた課徴金減免制度を利用して、支払いを免除してもらうこともできます。

いかがでしたでしょうか。4回にわたり独占禁止法についてのおはなしを致しました。市民とのつながりが強くて深い独禁法です。今回はカルテル行為を中心にお話ししましたが、ほかにも消費者にとって知っておくとお得なものがあります。次の機会にぜひお話しできれば幸いです。

(『紀伊民報』平成二八年九月六日)